

小郡市成年後見制度利用促進基本計画 (案)

令和 年 月

小 郡 市

はじめに

現在、我が国では、高齢化や単身世帯の増加等を背景として、地域社会から孤立する人や身寄りがないことで生活に困難を抱える人の問題が顕在化しています。本市においても、高齢化の進行だけでなく知的障がいや精神障がいを抱えながら地域で生活を送る人が増えるなど、ご本人の権利を守るための支援を必要とする人が増加しています。

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより物事を判断する能力が十分でない人の生活を法律的に支援するもので、ご本人の意思を尊重した適切な支援を行うための一つの手段です。しかし、制度が十分に知られていないことや手続きの煩雑さ等の理由で未だ制度の利用が十分な状況とはいえません。自らSOSを発することができない人が、そのまま孤立してしまうことのないように、ご本人の権利を守り、必要とする人に支援が行き届く体制を整えることが求められています。

本市は、だれもが「つながり」と「支え合い」のなかで幸せを実現できるまちづくりを進めています。だれもが住み慣れた地域においてすべての市民が安心して自分らしい生活を送ることができるように、成年後見制度の利用をはじめとした権利擁護支援の体制づくりを目指し、本計画を策定いたしました。

本計画の策定にあたり貴重なご意見をいただきました小郡市成年後見制度利用促進基本計画策定委員の皆様をはじめ、アンケート等にご協力いただきました多くの皆様に心から感謝申し上げます。

令和6年 月 小郡市長 加地 良光

目次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の根拠・位置づけ	1
3. 基本計画の期間	2
4. 計画の策定体制	3
第2章 成年後見制度を取り巻く状況	4
1. 成年後見制度の全国的な傾向	4
(1) 対象者の推移	4
(2) 成年後見制度の利用状況	5
(3) 申立ての理由	7
(4) 成年後見人等の受任者	7
2. 成年後見制度に関する本市の状況	8
(1) 高齢者数及び高齢化率の推移	8
(2) 高齢者のみの世帯の推移	8
(3) 知的障がい者	9
(4) 精神障がい者	9
3. 成年後見制度に関する取組状況	10
(1) 成年後見制度（法定後見・任意後見）の利用者数	10
(2) 成年後見制度利用支援事業の実施状況	10
(3) 成年後見制度に関する意識調査結果	11
4. 現状から見た本市の課題	15
第3章 計画の基本的な考え方	16
1. 基本理念（第2次小郡市地域福祉計画）	16
2. 基本方針（小郡市成年後見制度利用促進計画）	16
3. 各施策の内容	17
第4章 計画の推進	21
1. 計画の推進に向けて	21
(1) 計画評価の実施	21
(2) 計画の推進体制	21
資料編	
1. 成年後見制度とは	22
(1) 法定後見制度	

(2) 任意後見制度

- 2. 成年後見制度は、どんな人が利用するの? 23
- 3. 手続きの流れ 24

(1) 法定後見制度

(2) 任意後見制度

- 4. 様々な人が成年後見人になることができます 25
- 5. 市長申立てと報酬助成 26
- 6. 日常生活自立支援事業とは? 26
- 7. 小郡市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会設置規則 27

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

成年後見制度は、認知症、知的障がい及び精神障がい等などにより判断能力が十分でない人が財産管理や契約行為等を行う場合に、本人の権利や財産を守り生活を支援するための制度で、平成12年（2000年）に施行されました。

しかし、この制度が必要な人に十分に利用されていないことから、平成28年に成年後見制度利用促進法が施行され、令和4年3月に閣議決定された第二期成年後見制度利用促進基本計画において、令和6年度末までに「全市町村が成年後見に関する市町村計画の策定及び中核機関の整備を行うこと」が目標として定められました。

また、高齢社会の進展等により、本市においても、今後、権利や財産を保護するために支援を必要とする方は増加すると考えられます。そこで、必要な方に適切な支援を行うことができるよう、成年後見制度の利用促進に向けた具体的な施策等を定め、総合的かつ計画的に推進していくことを目的に、「小郡市成年後見制度利用促進基本計画」を策定します。

2. 計画の根拠・位置づけ

（1）計画の根拠

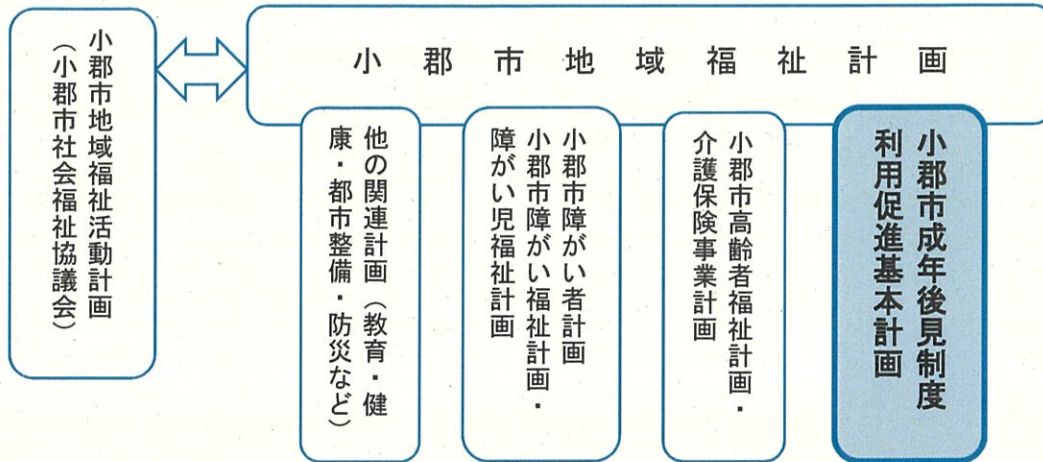
本計画は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成28年法律第29号）第14条1項に基づき、国の定めた基本計画を勘案し、本市における成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るために策定するものです。

（2）計画の位置づけ

本計画は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成28年法律第29号）第14条1項に基づき、国の定めた基本計画を勘案し、本市における成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画として位置づけます。

(3) 関係計画との整合性

本計画は、「小郡市地域福祉計画」「小郡市高齢者福祉計画」「小郡市障がい者計画」等の関連計画と連携・整合性を図り策定します。

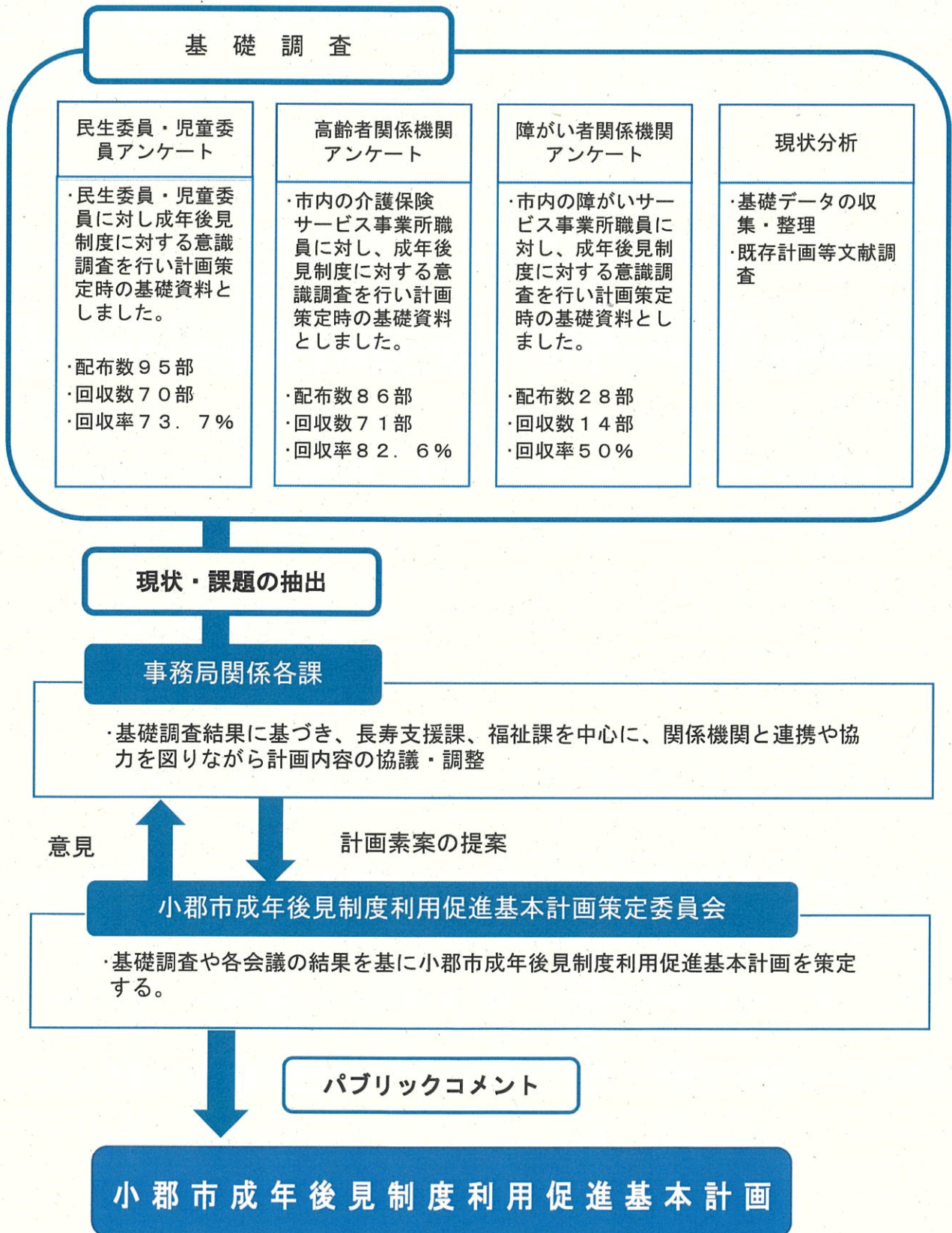


3. 計画の期間

本計画の期間は、令和6年から令和11年までの6年間とします。

計画種別	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
小郡市地域福祉計画	第2次地域福祉計画 (R2年度～)								
小郡市高齢者福祉計画 介護保険事業計画	第8期高齢者福祉計画 介護保険事業計画			第9期高齢者福祉計画 介護保険事業計画					
小郡市障がい者計画	第3期障がい者計画 (H31年度～)								
小郡市成年後見制度 利用促進基本計画				成年後見制度利用促進基本計画					

4. 計画の策定体制



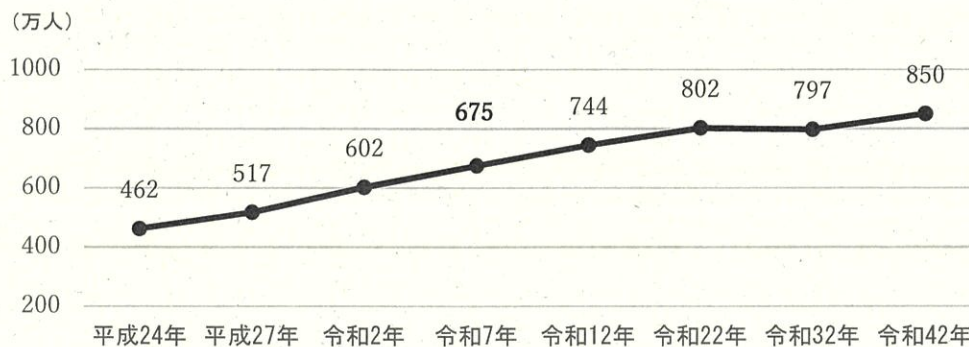
第2章 成年後見制度を取り巻く状況

1. 成年後見制度の全国的な傾向

(1) 対象者の推移

① 認知症患者数の将来推計（全国）

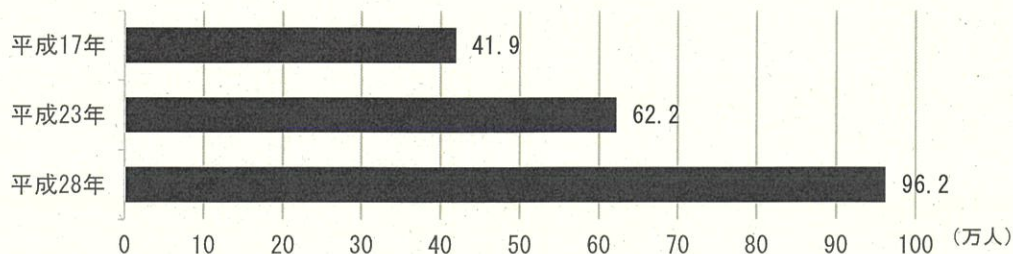
認知症患者数の将来推計は、令和7年に675万人となっており、その後も更なる増加が見込まれています。



(出典：厚生労働省「成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施の状況（令和4年8月）」)

② 療育手帳者数の推移（全国）

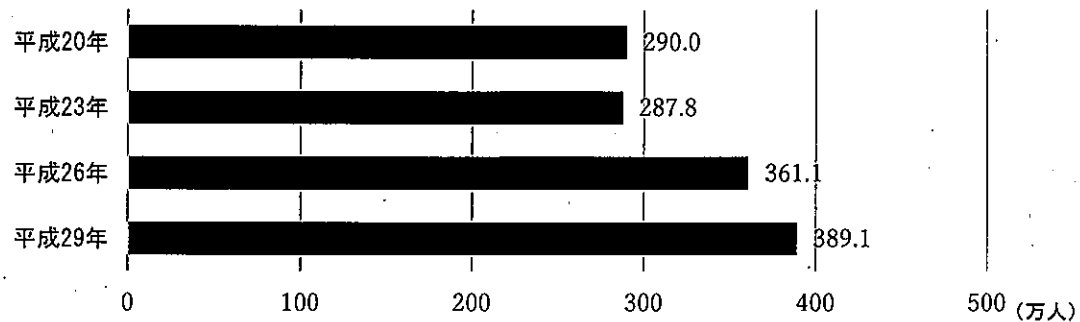
知的障がい者は増加しており、約10年間で約54万人（約2.3倍）増加しています。



(出典：厚生労働省「知的障害児(者)基礎調査」(～平成17年) 厚生労働省「生活のしづかさなどに関する調査」(平成23年～)を基に作成)

③精神障がい者数の推移（外来・全国）

精神障がい者も増加しており、約10年間で99万人（約1.3倍）増加しています。

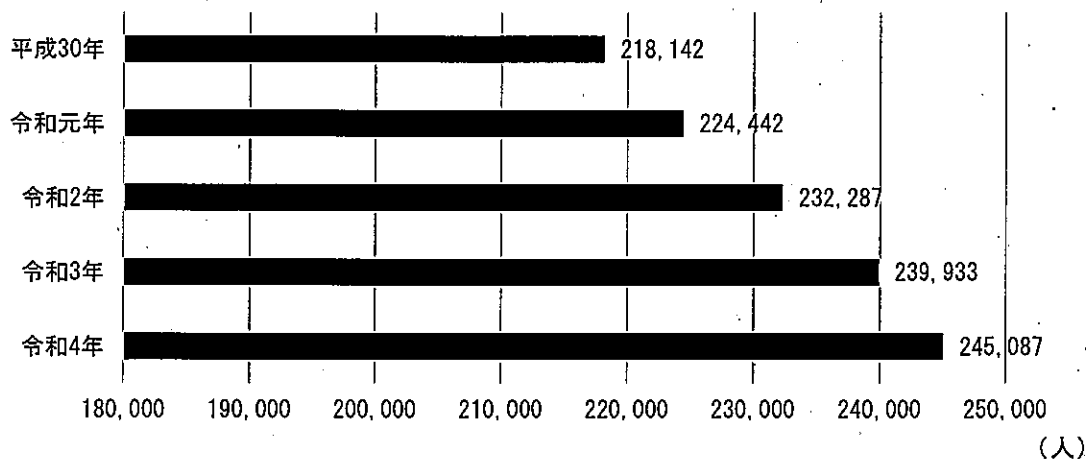


(出典：厚生労働省「患者調査」)

(2) 成年後見制度の利用状況

①成年後見制度の利用者数の推移（全国）

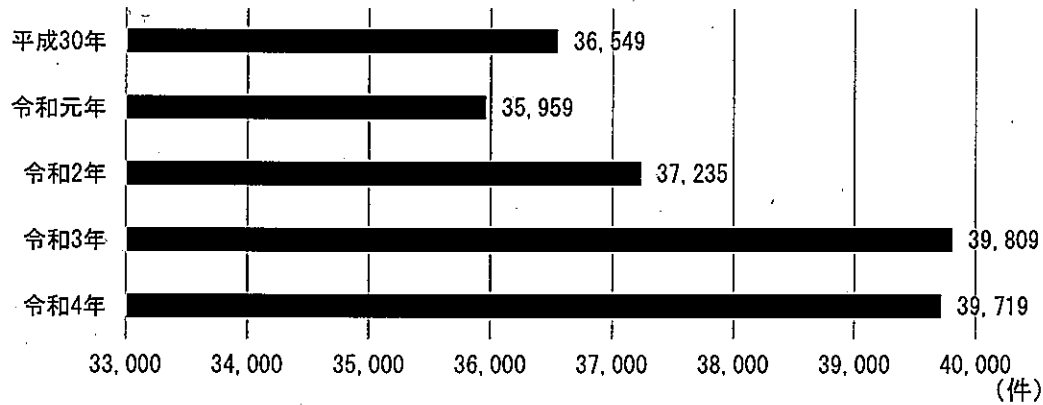
令和4年12月末日時点における成年後見制度の利用者数は、245,087人で、日本の総人口※(令和5年1月1日時点)に占める利用者数の割合は0.19%です。また、福岡県では9,754人となっています。(※総人口：1億2,467万人)



(出典：最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」)

②過去5年間における申立て件数の推移（全国）

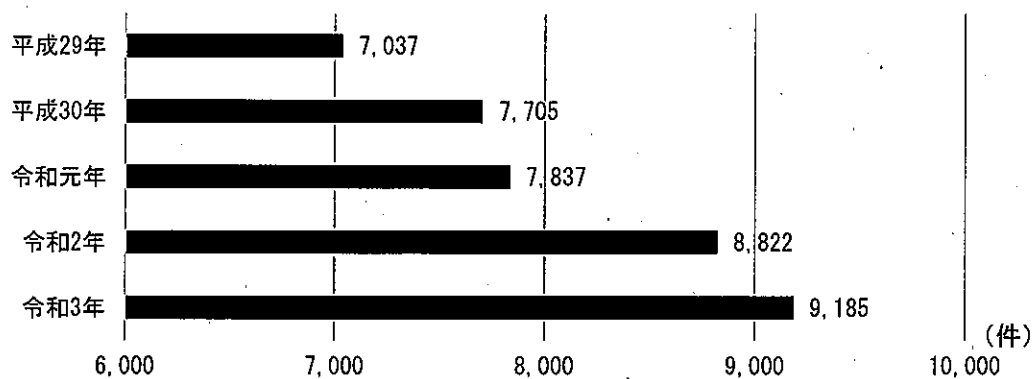
過去5年間における各年度の申立て件数の推移をみると、36,000件前後で推移しており、令和3年からは40,000件近くになっています。



(出典：最高裁判所事務総局「成年後見関係事件の概況」)

③市区町村長申立ての推移（全国）

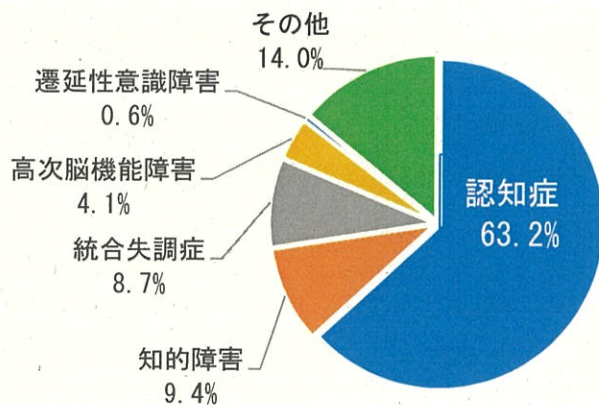
市区町村長申立て件数の推移をみると、申立て件数は増加傾向にあり、過去5年間で約1.3倍となっています。また、令和3年は全体の約23%となっています。



(出典：厚生労働省「成年後見制度の利用の促進に関する背景の状況（令和4年8月）」)

(3) 申立ての理由

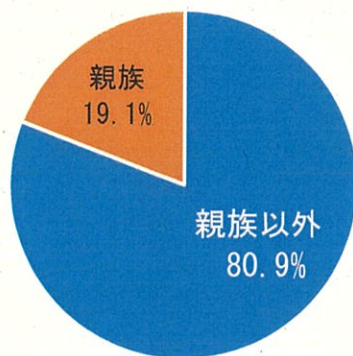
申立ての理由は、認知症が63.2%を占めています（令和4年度）。



(出典：最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」)

(4) 成年後見人等の受任者

本人から見た成年後見人等の受任者の割合は、親族以外の第三者（弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士、社会福祉法人等）が受任する割合が、約80.9%を占めています。

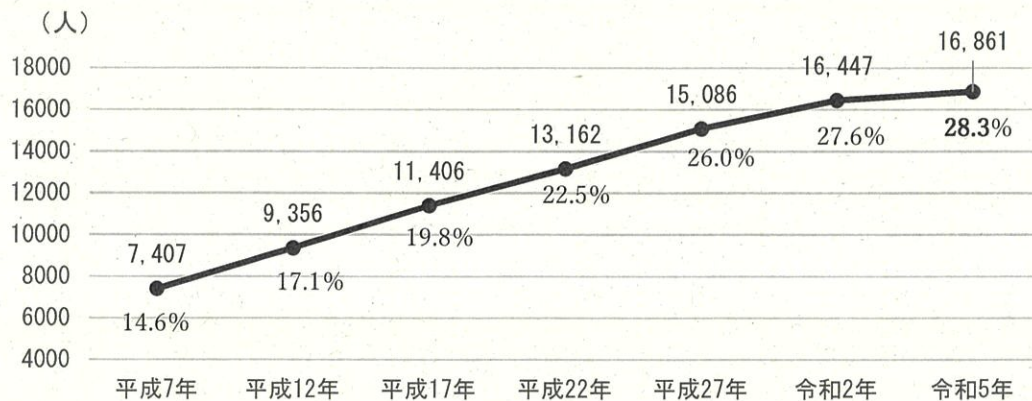


(出典：最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」)

2. 成年後見制度に関する本市の状況

(1) 高齢者数及び高齢化率の推移

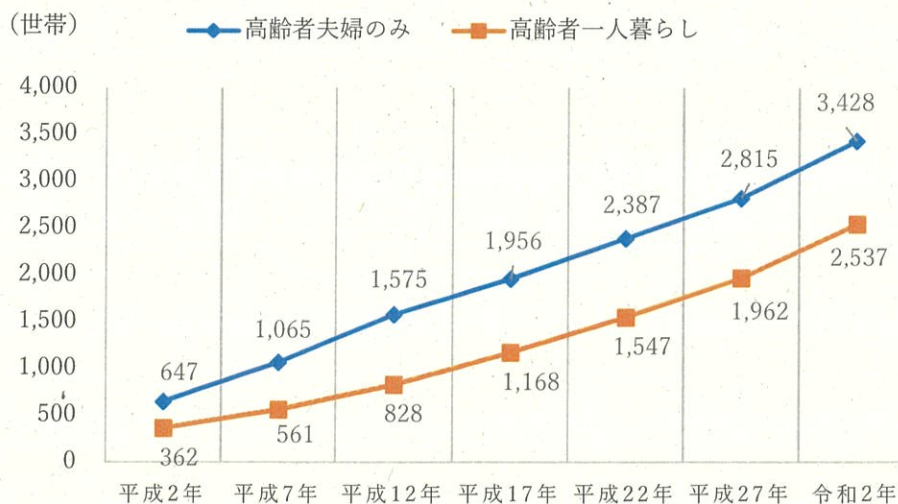
本市の高齢化率は令和5年時点で、28.3%となっています。



(資料：住民基本台帳)

(2) 高齢者のみの世帯の推移

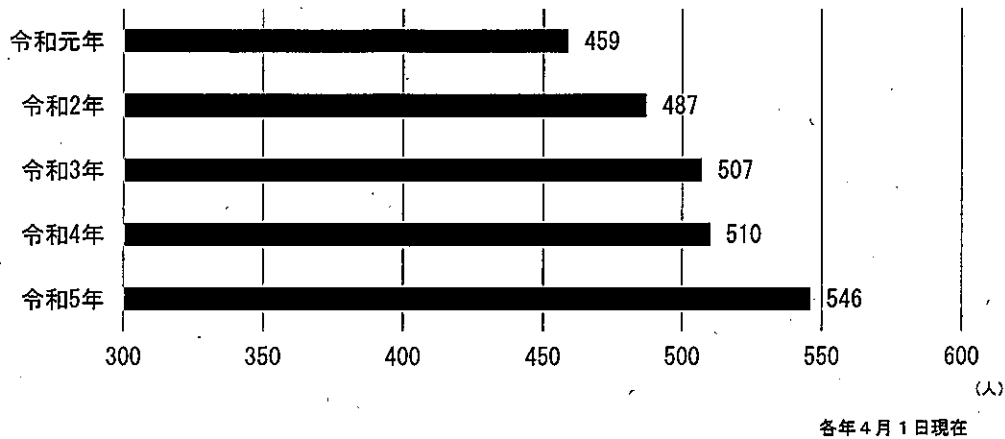
令和2年時点での高齢者一人暮らし世帯は2,537世帯、高齢者夫婦のみの世帯は3,428世帯で年々増加しています。



(資料：国勢調査)

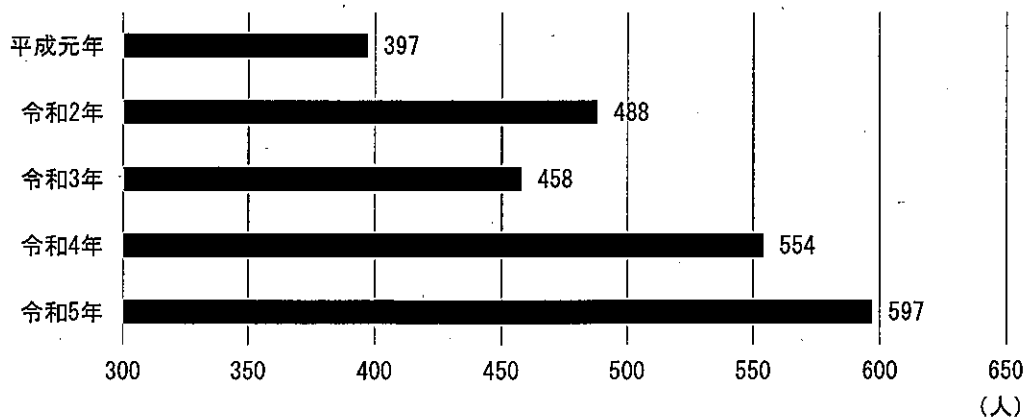
(3) 知的障がい者

令和5年4月1日時点の知的障がい者（療育手帳所持者）数は546人、人口※の0.9%です。その数は増加傾向にあります。（※人口：59,605人）



(4) 精神障がい者

令和5年4月1日時点の精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳所持者）数は597人、人口※の1.0%となっています。（※人口：59,605人）



3. 成年後見制度に関する取組状況

(1) 成年後見制度（法定後見・任意後見）の利用者数

令和4年9月30日時点での本市の制度利用者数は、109人です。

【類型別内訳】

(人)

後見	保佐	補助	任意	合計
89	14	4	2	109

【年代別内訳】

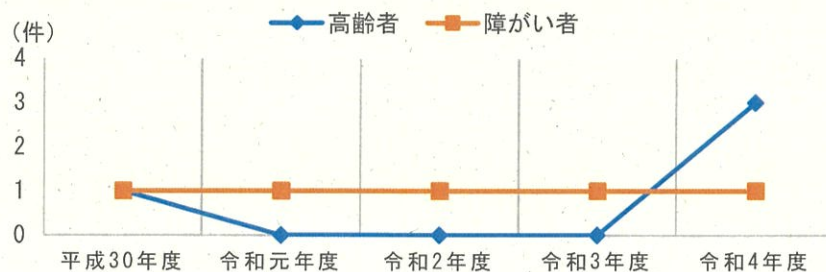
20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代	100代	合計
3	5	6	12	15	20	29	11	1	109

(出典：市町村別制度利用者（福岡家裁管内）R4.9.30現在)

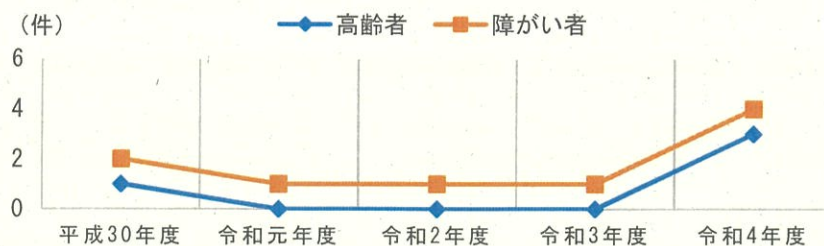
(2) 成年後見制度利用支援事業の実施状況 (市長申立て・後見報酬補助件数)

本市では、「成年後見制度利用支援事業助成」として成年後見制度を必要とする方に対して後見報酬の補助等の支援を行っています。

①市長申立て件数



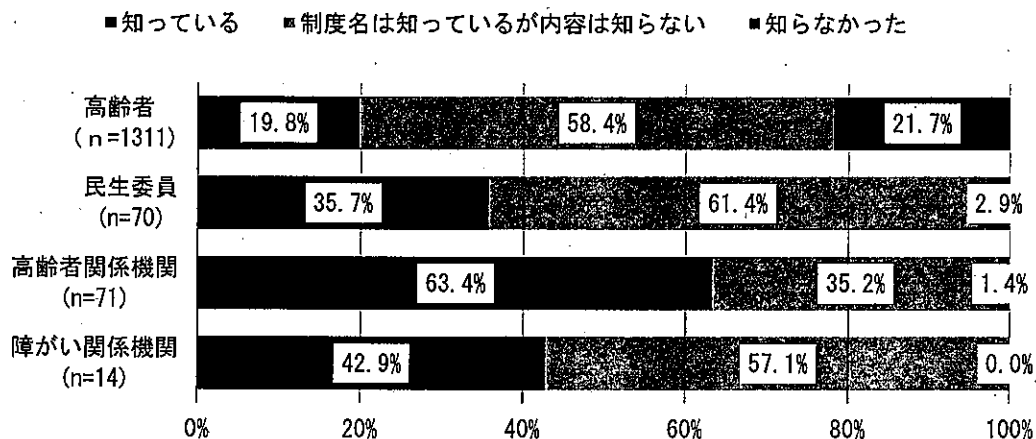
②後見報酬補助件数



(3) 成年後見制度に関する意識調査結果

①成年後見制度の認知度

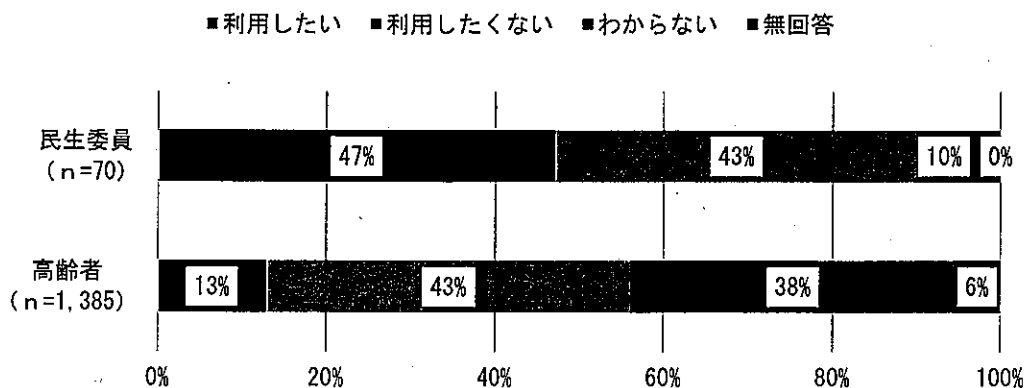
高齢者・民生委員・高齢者関係機関・障がい者関係機関に行ったアンケートでは、成年後見制度について、「よく知っている」と回答したのは、高齢者関係機関63.4%、障がい者関係機関42.9%と約半数ですが、高齢者は19.8%となっています。



②自身の判断能力が不十分となった場合の、制度の利用意向（民生委員・高齢者）

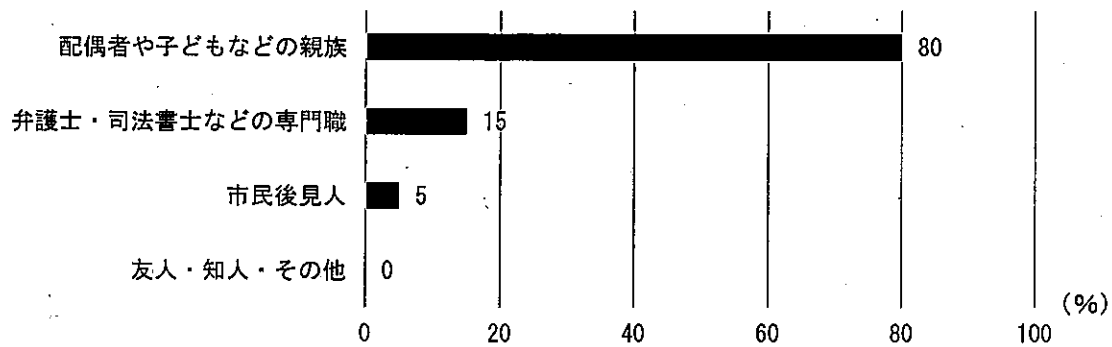
自身の判断能力が不十分となった場合に、「制度を利用したい」という人は、民生委員の47%、高齢者の13%でした。

現在、高齢者の制度についての認知度が19.8%と低いことから、広く周知することで制度への理解を深め、利用促進に繋がるものと考えられます。



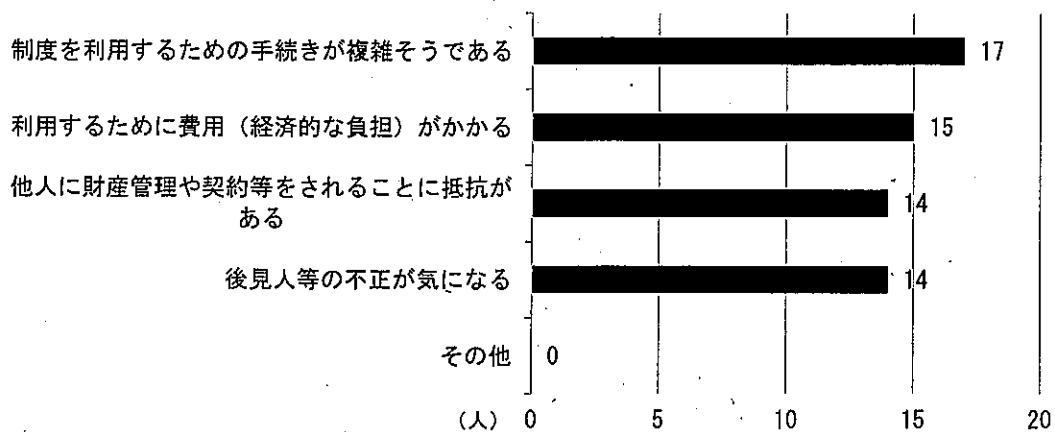
③成年後見人受任者についての意向（民生委員）

成年後見制度を利用する場合に、後見人になってほしい人は、「配偶者や子どもなどの親族」が80%と、親族による後見を求める声が多くなっています。
（複数回答可にて40回答）



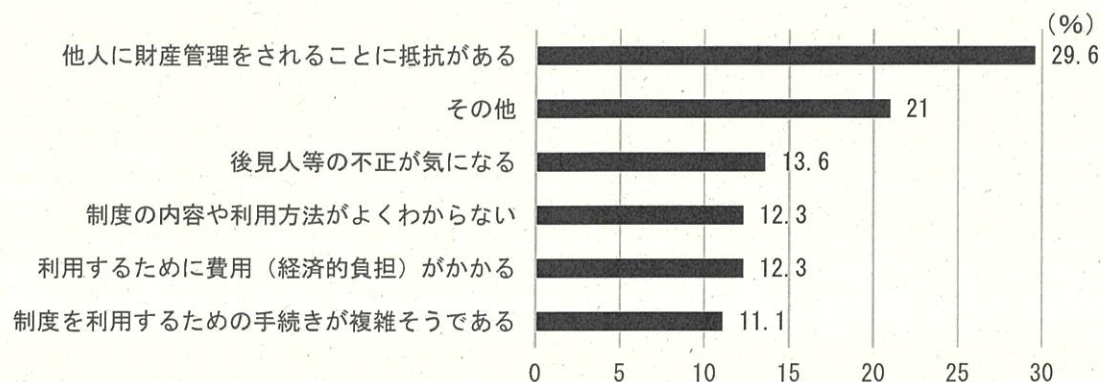
④成年後見制度を利用する場合、不安なことや気になることがありますか。（複数回答可にて60回答）（民生委員）

最も多かった回答は、「制度を利用するための手続きが複雑そうである」であり、17人で全体の28%でしたが、回答4項目が同程度の割合でした。



⑤「制度を利用したいと思わない」又は「わからない」と回答した人の理由
 (複数回答可にて81回答)(民生委員)

最も多かった意見は、「他人に財産管理をされることに抵抗がある」であり、全体の29.6%でした。二番目に多い「その他」の内容については、次の項目に記載します。

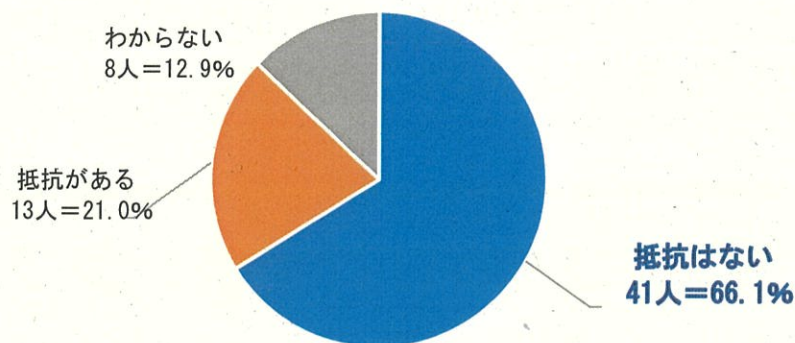


⑥「その他」と回答した人の内容(理由)

・財産もなく、子どももいるため
・家族に委ねたいため
・子供がいるため
・自由に使いたい時に使えないため

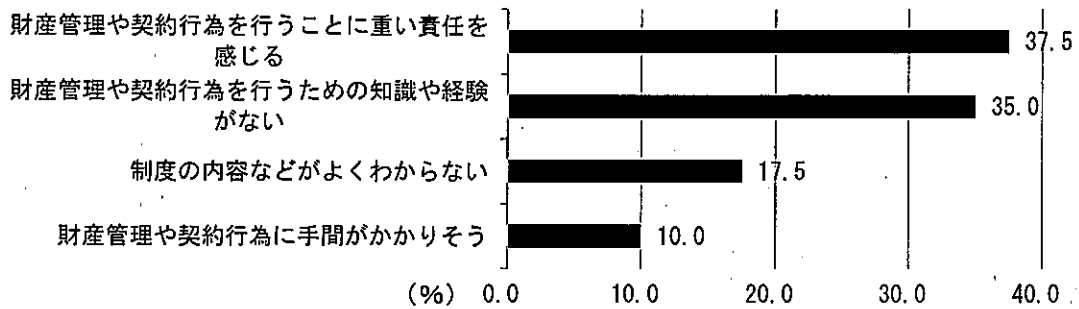
⑦親族の判断能力が不十分となった場合、親族の後見人等となり財産管理や契約行為の支援をすることに抵抗はありますか。(62回答)

支援することに「抵抗はない」と回答したのは、41人で全体の66.1%でした。



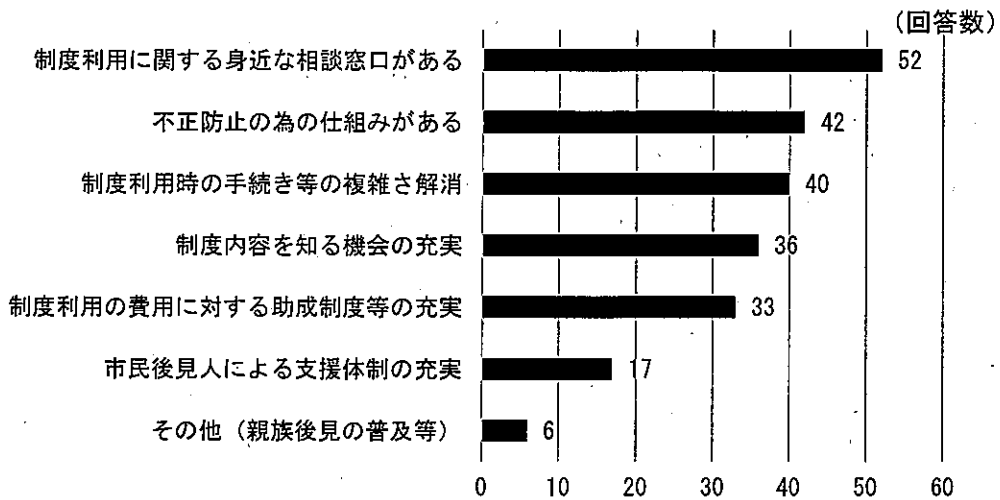
⑧上記回答にて、「支援することに抵抗がある」又は「わからない」と答えた人の理由（複数回答可にて40回答）

一番多かったのは「財産管理や契約行為を行うことに重い責任を感じる」という理由で、37.5%でした。また、「財産管理や契約行為を行うための知識や経験がない」という理由も35%で、同程度の割合となっています。



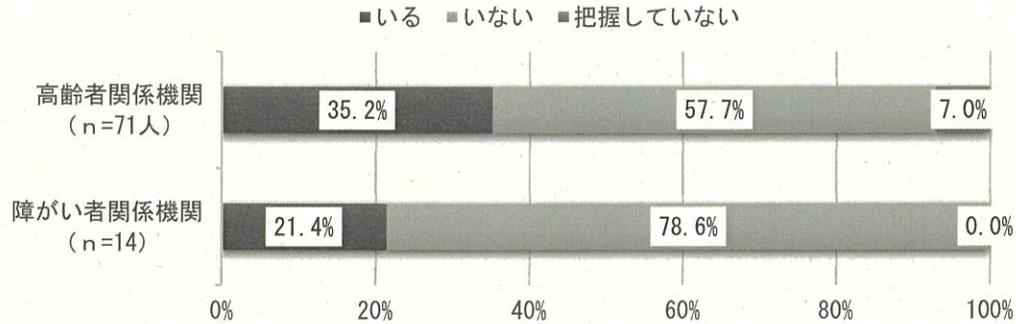
⑨成年後見制度が利用しやすいものとなるためには、どのようなことが重要であると思いますか。（複数回答可にて226回答）

「制度利用に関して身近な相談窓口がある」ことが重要である、という回答が最も多く、52回答で全体の23%でした。



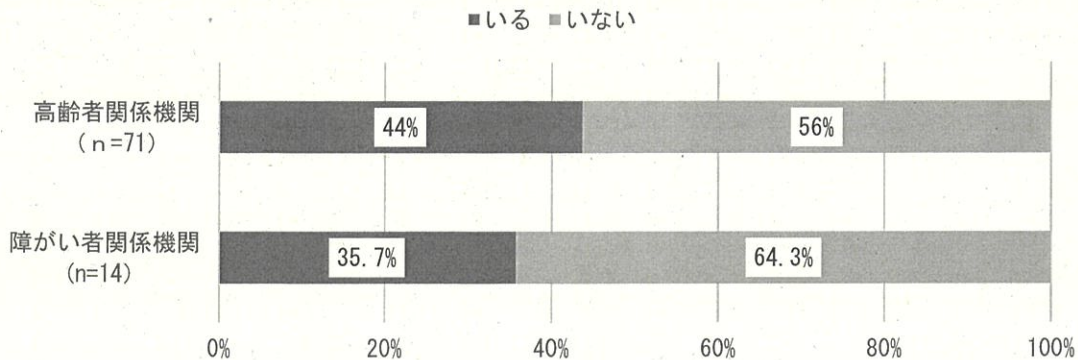
⑩事業所（施設）の利用者で、現在、成年後見制度を利用している方はいますか？

事業所の利用者のうち、高齢者関係機関で「利用している」と回答したのは25人、全体の35%です。障がい者関係機関は3人、全体の21.4%です。



⑪事業所（施設）の利用者で、将来的に成年後見制度の利用が必要と思われる方はいますか？

事業所での判断では、「必要と思われる」と回答したのは31件、全体の35%です。「利用していない」「把握していない」と回答したのが46件、全体の65%です。



4. 現状から見た本市の課題

- ・ 制度を知らない人が多く、制度や相談窓口の周知が必要
- ・ 制度を必要とする人は増加し続ける中、後見活動を行う専門職への支援が必要
- ・ 支援を必要とする人を発見し、利用につなぐための体制（ネットワーク等）が必要
- ・ 地域で本人の望む暮らしができるように、後見人や支援者が協力できる体制が必要

第3章 計画の基本的な考え方

本市では以下のとおり、基本方針及び施策目標を定め、施策を展開していきます。

1. 基本理念（第2次小郡市地域福祉計画）

だれもが「つながり」と「支え合い」のなかで幸せを実現できるまちをおごり

2. 基本方針

住民一人ひとりが意思を尊重され、いきいきと暮らし権利が守られる環境づくり

【施策目標1】 成年後見制度の周知・啓発

- ① わかりやすい講演会・講座の開催
- ② 講演会や相談会の実施に対する支援
- ③ 広報活動の推進

【施策目標2】 利用しやすい環境整備と担い手の支援

- ① 親族後見人の支援
- ② 市民後見人候補者の育成・活用
- ③ 日常生活自立支援事業との連携

【施策目標3】 権利擁護支援の地域ネットワークの構築

- ① 支援が必要である方の早期発見・支援の仕組みづくり
- ② 後見人支援機能の強化
- ③ 関係団体との連携

3. 各施策の内容

【施策目標 1】 成年後見制度の周知・啓発

現状・これまでの主な取り組み

法定後見制度・任意後見制度などの成年後見制度の基本的な仕組みを学ぶ機会として、市民向け講演会や介護保険事業所向け講演会を開催しています。制度の周知・利用促進に向けて広報やホームページ等において、制度や講演会などの周知を行っているほか、制度のパンフレットや相談窓口の案内チラシ等を作成・配布しています。

取り組みの方向性

誰もが成年後見制度を正しく理解できるよう、引き続き市民ニーズを踏まえたわかりやすい制度の周知に努めます。また、支援が必要な人が適切な制度利用に結びつくよう、情報提供や理解促進につながる機会の充実を図ります

主な取り組み

1. わかりやすい講演会・講座の開催

- ① 士業等専門職を講師とした講演会を開催し、後見業務の説明など、具体的なテーマにより、制度の周知を行います。
- ② 出前講座など、対話型の啓発事業を推進し、利用者の目線に立った内容で説明を行うことで、制度の利用促進を図ります。

2. 講演会や相談会の実施に対する支援

- ① 士業団体による講演会や無料相談会など、制度に対する各種啓発事業の実施を支援します。

3. 広報活動の推進

- ① 成年後見制度の周知啓発に向けたわかりやすいパンフレットを作成し、公

共施設等に配架するほか、相談窓口、講演会、出前講座等、様々な機会配布・説明します。

② 事業や制度の周知にあたって、本市及び社会福祉協議会の広報紙やホームページに加え、メールやSNSなどを活用した周知を行います。

4. 早期の支援につなげるための相談先の周知

① 制度の利用に至っていない人を早期支援につなげることができるよう、市内各所の相談窓口の周知を強化します。

【施策目標2】 利用しやすい環境整備と担い手の支援

現状・これまでの主な取り組み

制度を必要とする方が適切に利用できるよう、成年後見制度に関する相談窓口として、福祉課及び長寿支援課にて相談を受け付け対応しています。このほか基幹型相談支援センター、3地区地域包括支援センター等でも相談を受け付けています。

取り組みの方向性

制度利用の需要増加が見込まれる中、利用する方が多様な選択ができ、安心して制度を利用できるよう、相談窓口の充実や親族後見の支援に取り組めます。

また、成年後見等の担い手として市民後見人の育成を行い、家庭裁判所より選任された後も安心して後見業務を行えるようサポートします。

市長申立てや報酬助成制度により、成年後見制度が必要となる方に対する支援を的確に行います。

主な取り組み

1. 親族後見人の支援

親族による支援の促進に向け、事例等を交えて制度の周知啓発を行います。また、親族後見人に対する支援として、相談対応や親族後見人相互の情報共有に向けた仕組みづくりに努めます。

2. 市民後見人候補者の育成・活用

市民後見人候補者の育成・活用を推進し、関係機関等と受任に向けた調整を行います。

3. 日常生活自立支援事業との連携

社会福祉協議会の相談窓口において、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理の支援を目的とした、日常生活自立支援事業とともに業務を掌握し、成年後見制度への移行を含めた多様な選択をスムーズに進めます。

4. 法人後見人の支援

法人後見業務を担うNPO法人等との定期的な情報交換会を開催し、士業アドバイザー等による課題解決に向けた支援を行います。

5. 成年後見制度の利用支援

本人や親族等が家庭裁判所に申立てを行うことが困難な場合、市長により成年後見人等の選任の申立てを行います。その際、成年後見人等の報酬に係る費用負担が困難な場合、適切な助成を行います。

【施策目標3】権利擁護支援の地域ネットワークの構築

現状・これまでの主な取り組み

国の基本計画により、権利擁護支援が必要な人の発見、早期の段階からの相談・対応の整備として地域連携ネットワークの整備が求められています。

本市では、成年後見人等に対する支援として、担当課の窓口にて相談対応や市内介護保険事業者向けの実務者研修会を実施しています。

また、成年後見制度に伴う効果的な施策の推進に向け、小郡市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会を設置しました。

取り組みの方向性

地域の住民・団体・関係機関がそれぞれの役割を果たしながら連携し、支援が必要な人を早期に発見し、支援につなげられるよう、地域連携ネットワークの整備・運営等を担う中核機関の設置を進めます。

主な取り組み

1. 支援が必要となる方の早期発見・支援の仕組みづくり

市役所担当課や地域包括支援センターなどの相談支援機関が権利擁護を必要とする人を早期に発見し、その人の状況に応じて、法律・福祉・保健・医療・地域等の関係者が協力し、本人の意思や状況を継続的に把握しながら支援していきます。

2. 後見人支援機能の強化

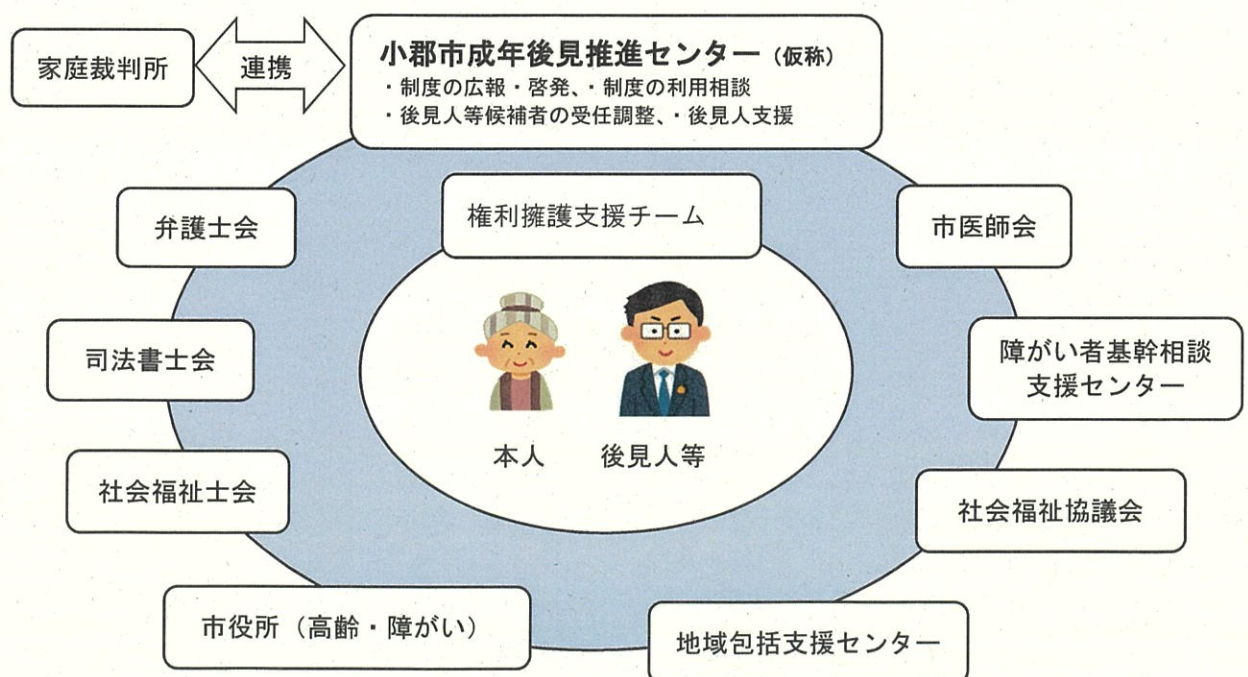
①成年後見人等が抱える解決困難事例の対応について、士業への相談などのバックアップを行うとともに、早期解決のための体制づくりを検討します。

②専門的知見が必要な場合の専門職による支援体制や、専門職同士の相互支援機能の強化、成年後見人等の監督役となる家庭裁判所との連携体制の構築を進めます。

3. 関係団体との連携

家庭裁判所との情報提供を図るほか、士業団体や金融機関団体、民間団体・NPO法人等との連携を進めます。

小郡市の権利擁護支援に係る地域連携ネットワーク



第4章 計画の推進

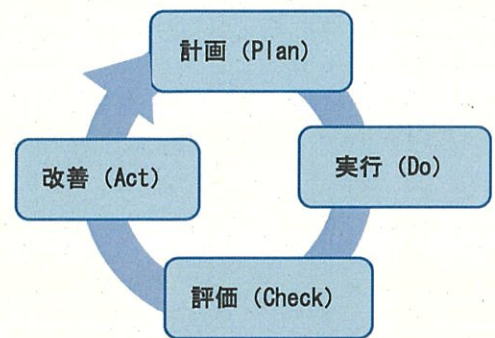
1. 計画の推進に向けて

本計画における具体的な事業や取り組みを進めるにあたっては、地域連携ネットワークを構成する様々な関係団体、法人等が、それぞれに期待される役割を担い、協働・連携するとともに市がその推進・支援を行います。

(1) 計画評価の実施

本計画において設定した目標について、進捗状況の確認、取り組みの評価を行うとともに、推進に活用します。計画評価については、計画期間6年の半期にあたる3年ごとに実施します。

また、計画に基づく成年後見制度の利用を促進していくため、PDCAサイクルに基づく継続的な改善を図ります。



計画の推進

計画期間		計画（上半期）			計画（下半期）		
年度	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
成年後見制度推進検討委員会	計画策定	進捗状況の確認・検討			次期計画検討次期計画検討 進捗状況の確認・検討		

(2) 計画の推進体制

小郡市成年後見制度利用促進協議会（仮称）

計画の推進にあたっては、進捗状況や事業の方向性をチェックする評価・管理体制が必要です。

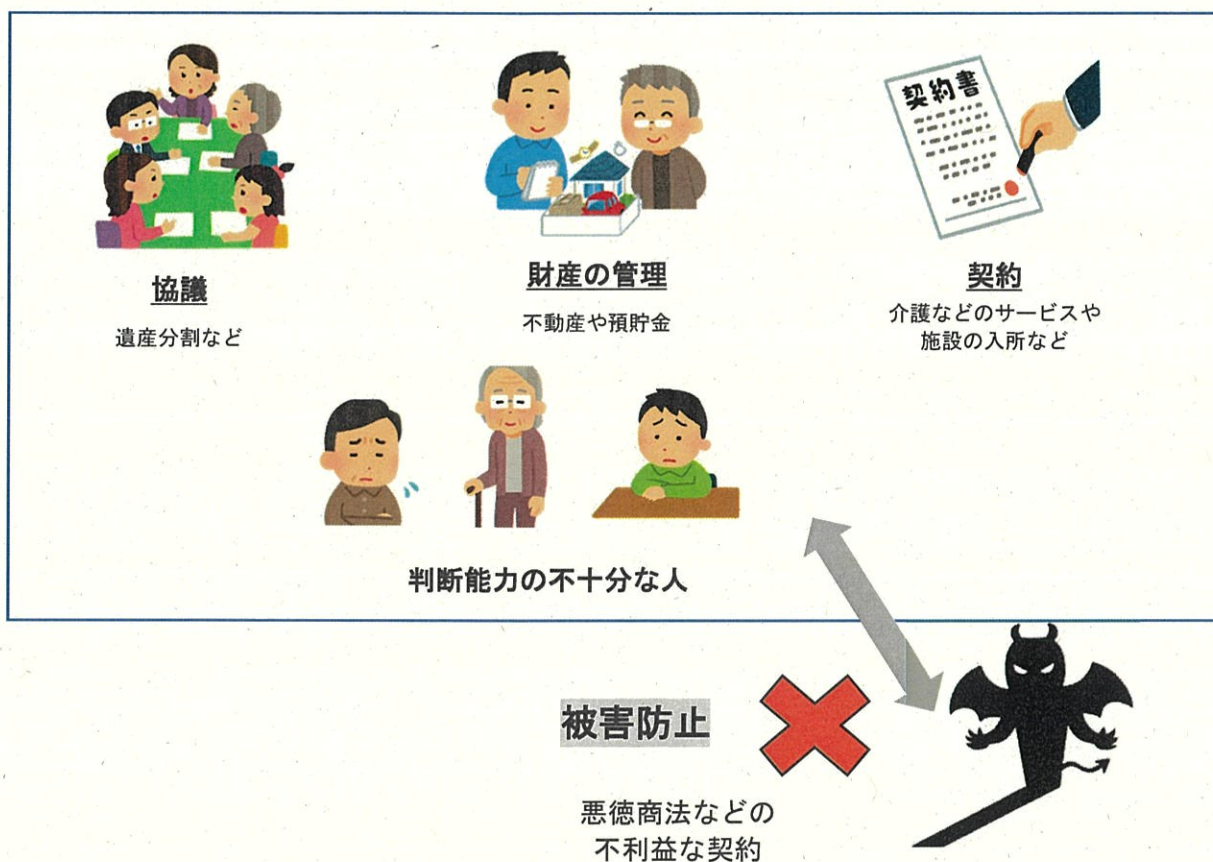
このため、進捗状況を報告し、市の施策・事業の評価結果も含めた現況確認や今後の推進方法、対策などについて総合的に検討・評価する第三者機関として、小郡市成年後見制度利用促進協議会を位置づけます。

【資料編】

1. 成年後見制度とは

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分であるため、財産侵害を受けたり、人間としての尊厳がそこなわれたりすることがないように、選任された支援者（成年後見人等）により、法律面や生活面で支援する制度です。

【保護・支援】



成年後見制度は大きく分けて法定後見制度と任意後見制度の、2つの種類があります。

(1) 法定後見制度

法定後見制度とは、既に判断能力が不十分である場合に、本人又は配偶者・四親等以内の親族等の申立てによって、家庭裁判所が適任と認める人を本人の支援者として選任する制度です。本人の判断能力に応じて、「補助」「保佐」「後見」の3類型があります。

▶法定後見制度の3種類

	補助	保佐	後見
対象となる方	判断能力が不十分な方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方
成年後見人等が同意又は取り消すことができる行為	申立てにより裁判所が定める行為	借金、相続の承認など、民法第13条第1項記載の行為のほか、申立てにより裁判所が定める行為	原則として全ての法律行為
成年後見人等が代理することができる行為	申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為	原則として全ての法律行為

(2) 任意後見制度

任意後見制度とは、本人に判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合には、あらかじめ本人自らを選んだ人【任意後見人】に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。

本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。この手続きを申し立てることができるのは、本人やその配偶者、四親等以内の親族、任意後見受任者です。

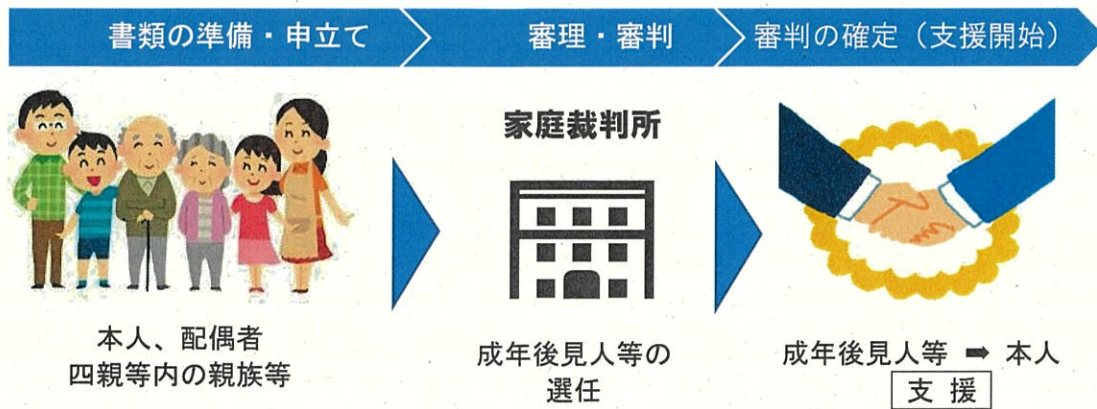
2. 成年後見制度は、どんな人が利用するの？

成年後見人等は、福祉サービスの利用や入所・入院の契約、不動産や預貯金などの財産管理の代理・補助により本人の権利と暮らしを守ります。

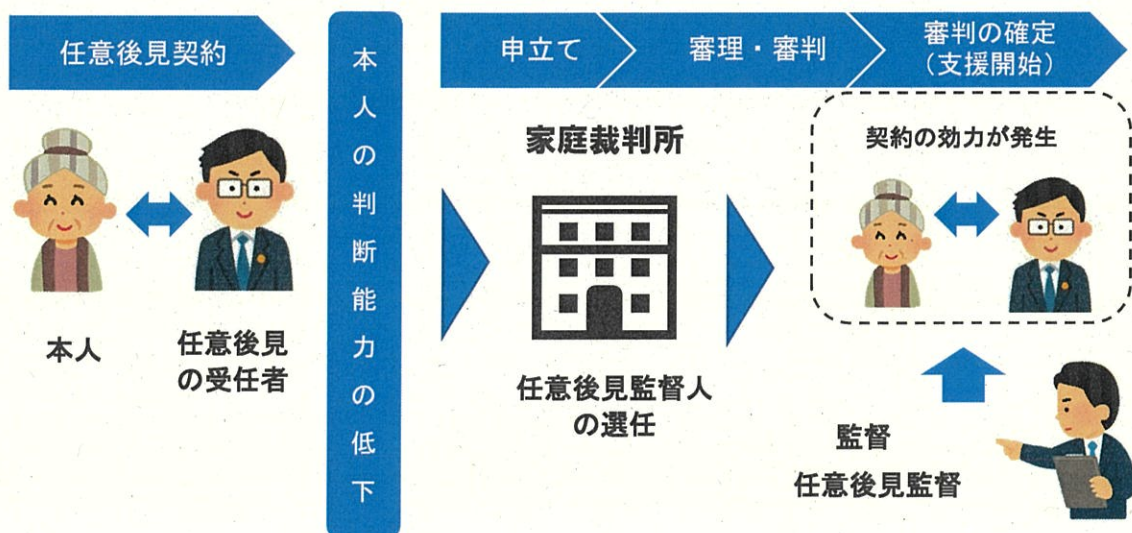
- ・頼れる親族がおらず物忘れも増えてきた。今後の財産管理が心配。
- ・悪質業者から連絡がありだまされそうになった。今後もだまされないか心配。
- ・成年後見人が相談にのってくれて、サポートを受けながら今までどおり地域生活を続けることができた。
- ・書類手続きや契約など一人では難しかったことを成年後見人がちゃんとやってくれるから安心。・・・など、様々な場面で成年後見制度が活用されています。

3. 手続きの流れ

(1) 法定後見制度



(2) 任意後見制度



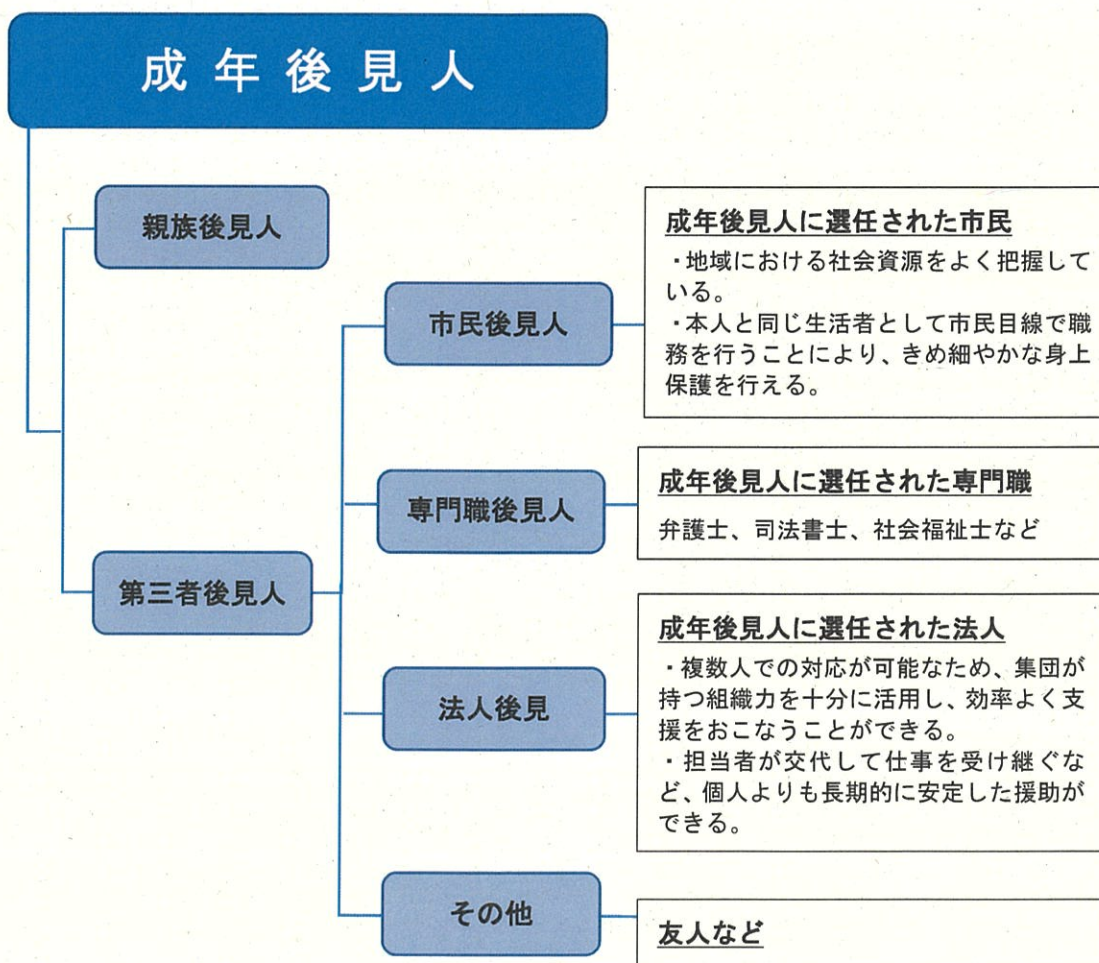
任意後見制度は法定後見制度と異なり、本人に十分な判断能力があるうちに、自ら選任した代理人と契約を結んでおくことができます。

任意後見制度のメリットとして、任意後見人を誰にするか、どんなことをしてもらうか、本人があらかじめ決めておくことで、本人の希望に沿った適切な保護・支援をすることが可能です。

4. 様々な人が成年後見人になることができます

成年後見人には、家族などの親族後見人のほか、第三者である弁護士や司法書士等が就任する専門職後見人、社会福祉協議会や、NPO法人などの法人が就任する法人後見などがあります。

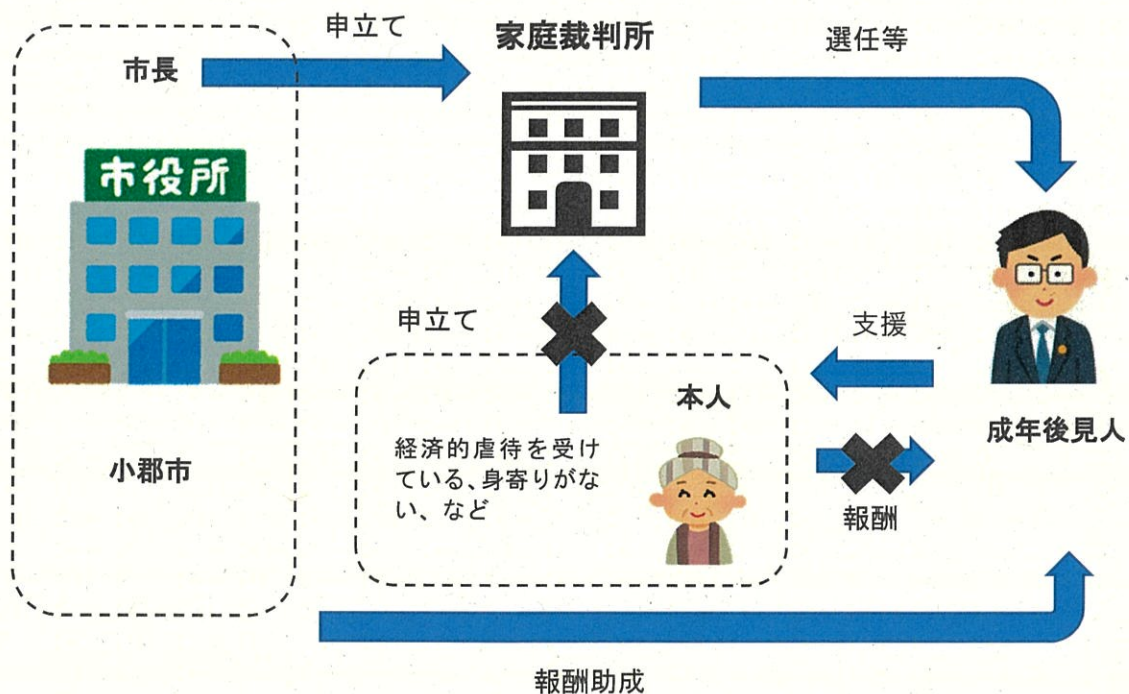
これらに加えて新たな担い手として期待されているのが市民後見人です。市民後見人とは、各自治体が実施する養成研修を受講し、成年後見制度に関する一定の知識を身につけた市民の中から、家庭裁判所より成年後見人に選任された人のことです。本人と同じ地域で生活している市民であるため、地域における社会資源をよく把握しており、また、市民目線で職務を行うことにより、きめ細やかな身上保護を行うことができます。



5. 市長申立てと報酬助成

市長申立てとは、成年後見制度の利用が必要な状態にあるが、本人が申し立てられず、経済的虐待を受けている・身寄りがない等の事情を抱えている場合に、市長が本人に代わって申立てを行うことができる制度です。本人にとって最も適任だと思われる成年後見人等を家庭裁判所が選任します。

成年後見人等が本人の財産から報酬を受け取ることが難しい場合には、本市が報酬の全て又は一部を助成する制度もあります。



6. 日常生活自立支援事業とは？

「日常生活自立支援事業」は、福岡県社会福祉協議会の委託により、市の社会福祉協議会が行っている福祉サービス利用援助事業です。

成年後見制度の利用には至らないが、判断能力が不十分になりつつある高齢者や、知的障がい・精神障がいの方などが安心して生活が送れるように、利用者と市の社会福祉協議会の契約によって定期的に自宅などに訪問し、福祉サービスの利用の援助や暮らしに必要なお金の出し入れのお手伝いをします。

小郡市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会設置規則

(設置及び目的)

第1条 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)第14条第1に基づく小郡市成年後見制度利用促進計画(以下「計画」という。)を策定するに当たり、小郡市成年後見制度利用促進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置し、組織及び運営その他必要な事項について定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討・協議を行う。

- (1) 計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) 前号の目標を達成するために必要なこと。

(構成)

第3条 委員会は、10人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医療・福祉関係者
- (2) 司法関係者
- (3) 成年後見制度に関し識見を有する者
- (4) 関係行政機関の者
- (5) その他市長が必要と認める者

(組織)

第4条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から2年間とする。ただし、委員が任期途中で交代した場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民福祉部長寿支援課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。